

森林環境税（仮称）の創設に関する意見書

我が国が国際的に約束した2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成には、温室効果ガスの発生を抑制するだけでなく、森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

中山間地域を抱える市町村による森林吸収源対策の推進や林業従事者の育成などの取り組みは、地球温暖化防止対策のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであるが、木材価格の低迷、林業従事者の高齢化や後継者不足などの問題があるほか、市町村においては、森林吸収源対策の推進及び林業従事者の育成などの中山間地域対策に主体的に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、国は、森林環境税を創設し、森林の間伐など森林整備を進めようとしているが、税収の使い道や市町村への配分が定まっていないなどの課題がある。

よって、国におかれては、森林環境税を創設するに当たっては使い道を明確にした上で、市町村に対して森林面積に応じた配分を確実に行うとともに、現在、府県を中心として独自に課税している森林環境税との関係についても、地方の意見を踏まえ調整を行うよう強く求める。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 18 日

石川県金沢市議会議長 黒 沢 和 規

食品衛生管理の国際標準化を求める意見書

厚生労働省の食中毒統計調査では、近年事件数、患者数ともに下げどまり傾向であるとともに、サルモネラ等による食品媒介感染症被害の実態は、統計の100倍から1,000倍とも言われており、また、高齢化社会の進行に伴って、食中毒リスクがさらに高まっていくことが懸念されている。また、我が国では、先進国を中心に義務化されているHACCPがまだ義務化されておらず、食品流通の多様化や国際化への対応等にも課題がある。

そのような中、国は、HACCPによる衛生管理の制度化など食品衛生規制の見直しを進め、食品衛生管理の国際標準化及び食品の安全性のさらなる向上を図るとともに、我が国の食品衛生管理水準を国内外に示そうとしている。

しかしながら、HACCPの導入状況は、小規模事業所を含めた食品製造業全体の3割以下にとどまっているとともに、食品用器具及び容器包装で使用される物質においても欧米等より基準が緩いことなどから、我が国の食品衛生管理を取り巻く環境の改善が求められているところである。

よって、国におかれては、食品衛生管理の国際標準化を進めるに当たり、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 フードチェーン全体での取り組みを進めて衛生管理の「見える化」を図るなど、消費者の視点を第一に考えること。
- 2 HACCPによる衛生管理の制度化に当たっては、小規模事業者等に配慮して、実現可能な方法で十分な準備期間を設けて取り組みを進めるとともに、全ての食品事業者がHACCPによる衛生管理に取り組むことを踏まえ、施設基準などを定める都道府県等の条例に配慮して営業許可制度の見直しも同時に進めること。
- 3 食品用器具、容器包装の規制にポジティブリスト制度の導入を検討するなど、欧米等との整合性を図るとともに、食品事業者が製造した製品や輸入した製品を自主回収する際には、その情報を把握できる仕組みを検討すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月18日

石川県金沢市議会議長 黒 沢 和 規